

# 奈良県立橿原考古学研究所における公的研究費の 使用に関する行動規範

(平成27年4月1日 策定)

公的研究機関である奈良県立橿原考古学研究所（以下「本研究所」という。）における調査・研究は、県民・国民の信頼とそれに基づいた負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、不正使用事案の発生は本研究所ばかりではなく、奈良県に対する信頼を失わせるとともに、我が国の考古学研究の発展を阻害するものである。

このことを踏まえ、本研究所は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、公的研究機関の学術研究業務に対する県民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動の基準を行動規範として次のとおり定める。

本研究所の研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）は、この行動規範を誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、公的研究費が公的資金であることを十分に認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係法令・通知及び本研究所が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において県民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(注) 公的研究費とは、科学研究費、公益法人等の研究助成費を財源として本研究所で扱うすべての経費をいう。